

長崎県子育て条例行動計画素案に対するパブリックコメント対応一覧

1. パブリックコメントの期間 令和6年10月21日(月)～令和6年11月11日(月)

2. 意見件数 18件

3. 意見への対応区分の内容

対応区分	対応内容	件数
A	・案に反映させるもの	1
B	・案に既に盛り込まれているもの ・案の考え方や姿勢に合致し、今後、実施・遂行の中で反映・検討していくもの	14
C	・今後検討していくもの	2
D	・反映が困難なもの	1
E	・その他(ご提案・ご意見として承るもの)	0
合計		18

4. 提出された意見の要旨及び県の考え方

番号	対応区分	項目	意見の要旨	県の考え方
1	B	第Ⅶ編 第1章 P22	こどもまんなか社会という言葉はよく聞くようになってきた。自分が今通っている高校でも生徒の意見を取り入れて校則が変わっており、政策の徹底ぶりを実感している。これからも学校生活に生徒の意見を取り入れる取組を続けてほしい。	今後も、児童会・生徒会活動の活性化や校則の見直し等、学校をより良くするために自らが主体的に考え行動できる児童・生徒主体の学校づくりに努めてまいります。
2	B	第Ⅶ編 第4章 P65～68	第4章第1節、第2節について、こどもの愛着形成には、こどもの年齢に関わらず親と一緒にいる時間が長いことが大切だと思うので、大人は仕事が大変なことわかるが、家族で過ごす時間を確保してほしい。まずは県の職員から率先して残業時間を減らして家族との時間を大切にしていきたいと思う。	次期計画においては、新たに「こども時間の確保と拡大」について記載するなど、こどもと向き合う時間の拡大を進めてまいります。県庁においても、「ノー残業デー」を設定し、定時退庁して家族と過ごす時間の確保や、テレワークやフレックスタイム制度を導入するなどの、ワークライフバランスの実現に向けた働き方改革について引き続き取り組んでまいります。
3	B	第Ⅶ編 第1章 P22 第7章 P124 ～125	ココロねっこ運動やこどもまんなか社会という言葉は聞いたことがあったが、その内容はよくわからない。第三日曜日が家庭の日というのは知らなかった。取組内容などを、もっとこどもたちにもわかるように周知すると良いのではないか。	ココロねっこ運動については、「大人が変われば子どもも変わる」を合言葉に、大人に焦点を当てた取組であり、家庭の日も含め、テレビ局や新聞社等のメディアと連携したPRや、企業・団体と連携したイベント等における啓発活動等の実施など、主に子育て家庭をはじめとした県民に向けた周知に取り組んできました。周知が不十分であるというご指摘を踏まえ、今後、WEB媒体なども活用しながら、より効果的な周知啓発に取り組んでまいります。また、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けては、こどもの社会参画・意見反映が重要であることから、こども・若者が権利の主体であることについての周知啓発を行うこととし、その旨【具体的施策1-1】に記載しております。県の取組内容などについても、合わせて周知を図ってまいります。
4	B	計画全般	こどもまんなか社会や県民総ぐるみの子育て支援を県民全体で共有するには時間がかかると思われる。「こどもまんなかの日」を設置し、こどもの権利をちゃんと尊重できているのか、こどもの育ちや発達段階に合わせた環境づくりができているのか、学校・地域・NPO・家庭など大人たちが自分たちを点検する機会を設けたほうがよい。	全てのこどもや若者が幸福な社会を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現は非常に重要であることから、その周知・啓発について【具体的政策1-1】(22ページ)に記載し、取り組んでまいります。また、次期計画に係る成果指標として、こどもまんなか社会や県民総ぐるみの子育て支援の浸透にかかる数値目標を設定しています(「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会に向かっていく」と思う人の割合)。県民の皆様へのアンケートにより進捗を把握し、関連する取組を推進するとともに、必要な見直しを図ってまいります。
5	C	第Ⅶ編 第1章 P22	こどもの意見聴取でアンケートを実施する場合、設問は行政やシンクタンク等の視点だけでなく、民間の活動団体等の意見を得た上で設定するとよい。また、アンケートで拾えない声は現場での対話で拾ったほうがよい。	こどもの意見聴取については、こどもが意見を言いやすい工夫が必要だと考えておりますので、関係者の皆様の意見を伺いながら、アンケートやこどもから直接意見を伺う機会など幅広い手法を検討してまいります。
6	B	第Ⅶ編 第1章 P22	こどもの権利を大事にする意味で、校則見直しなどは必要だと思う。また、自分だけに権利があると声をあげるのではなく、他人の権利も尊重するという意識を養う教育が必要。	ご意見のとおり、権利は全ての人に等しく尊重されるべきものです。学校ではこのことを踏まえて人権教育に取り組んでいるところですので、今後も充実が図られるよう取組を進めてまいります。

番号	対応区分	項目	意見の要旨	県の考え方
7	B	第Ⅶ編 第2章 P26	不妊治療に関しては、妊娠には適齢期があることを早い段階で男女ともに知っておいたほうが良いと思う。 若い人がSNS等で知識をキャッチできるようにしたほうがよい。	県では、これまでも、妊娠出産には適した時期があること等について記載した冊子の高校3年生への配布や、LINEを活用した相談、オンラインセミナーなどを行ってまいりました。ご意見を踏まえ、引き続き若い時期からの周知に努め、【具体的施策2-2】(26ページ)に記載しておりますとおり、「プレコンセプションケアの取組を推進」してまいります。
8	B	第Ⅶ編 第3章 P28	利用者支援事業は重要。3歳半検診や公的な機関だけの取組ではなく、地域のNPOや民間施設、こどもの居場所のような場所が、地域内でお互いの存在を知り合い、つながりあえる関係を作れるようにしたほうがよい。	利用者支援事業については、地域の子育て支援の情報提供、相談・助言対応、関係機関との連絡調整を行うものであり、子育て家庭への支援として重要な事業であると認識しております。 県におきましては、[具体的施策3-1-4]に記載のとおり、安全・安心で、様々な遊びや学び、体験等にチャレンジできる「こども場所」の充実に向けて、こども場所の立ち上げ支援や団体の掘り起こしを行うほか、こども場所に関する官民ネットワークの構築等に取り組むこととしており、利用者支援事業の実施主体である市町とも連携・協力しながら、横の繋がりがづくりに取り組んでまいります。
9	B	第Ⅶ編 第3章 P33~34	地域こども教室、放課後こども教室は、地域にとってとても良い、こどもの居場所となりえる活動。新たな担い手を育成し持続していけるよう、県全体のこどもの居場所づくりに係る人材育成と絡めた取組を行うとよいのではないかと。学校は数年毎に先生が変わってしまうが、こども教室の取組で地域の人が居続けることで、こどもが帰って来れる場所になるのではないかと。	地域子ども教室推進事業につきましては、様々な団体が連携協力し、活動の幅を広げていくことができるよう、県でも研修会や交流の場を設けております。今後は「こどもの居場所」の一つとして取組が広がっていくよう、関係部署で連携し、推進してまいります。
10	C	第Ⅶ編 第3章 P33~34	こどもの育ちには、「安心・挑戦」が必要。安心して見守ってくれる大人がいるからこそ、「あそび」を通してチャレンジできる。学校で行う活動は禁止が多く、のびのびと遊べないという地域の話を聞く。学校が終わるのが遅いことや、下校時の寄り道が禁止されていることで、こどもが遊ぶ時間が削られている。放課後の居場所づくりと併せて、こどもの「あそび」の時間がとれるように、行政と教育委員会が連携し、学校から直接、必要な場所に行けるような仕組みを作ってほしい。	こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて様々な遊びや体験ができるよう機会や場を作っていくことは重要であると考えております。 ご意見をいただいている下校時の取扱いにつきましては、家庭や地域の実情に応じて、各学校で異なります。 県としましては、今後こども場所の充実に取り組んでいく中で、こども達がより利用・参加しやすいものとなるよう、関係者間で協議してまいります。
11	B	第Ⅶ編 第3章 P34~35	「こども場所」について、「体験」の機会の提供については、まずは、こどもの自由な「あそび」が生まれる環境づくりと、その中で様々な「体験」が大事である。その次の段階で体験プログラムやイベントなど、大人が考える体験の場を提供していけばよいのではないかと。大人の事情や思いを優先させる受け皿にはならない。	こども・若者の視点に立つということが重要であると考えておりますので、こどもの意見も聴きながら、丁寧に進めてまいります。
12	B	第Ⅶ編 第6章 P113	こどもたち自身が地域の人と通学路を回りながら、見通しが悪い場所等を確認する「地域安全マップ」の取組は非常に有意義であり、定期的な取組にするとよいのではないかと。	各学校において通学路の安全点検を毎年度実施しており、今後も継続して地域住民等と連携した見守り活動を実施してまいります。
13	D	第Ⅶ編 第6章 P115	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは児童福祉関連部署付にはどうか。 こどもの権利や命を守るため、学校に対し対等に意見を言えたり対話するためには、教育庁の管轄でないほうが良いと思う。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、学校教育法施行規則第65条の3及び4に規定される学校の職員であるため、管轄は設置者である教育委員会となります。 子どもの権利や命を守るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを含む教職員が、チーム学校の一員として取り組んでいけるよう、研修等の機会を通じて資質の向上と連携強化を図ってまいります。
14	B	第Ⅶ編 第6章 P120	子育て世帯にやさしい施設等の整備について、こどもの育ちが優先されるような公園づくりをしてほしい。 プレーパークなどで使っていていいと許可をもらえる場所があれば、そういう活動はぜひしたいと思っている。県庁跡地などで期間限定でNPO等に開放するなどいいのではないかと。	県立都市公園において広場や遊具等をリニューアルする際には、すべてのこどもが共に遊び、共に学べる公園づくりに努めます。 令和4年度に策定した県庁舎跡地整備基本構想において、広場の利活用イメージとして「安全面にも配慮した子ども達が自由に遊べる空間」としており、現在具体化に向けて検討を進めているところです。 また、現在は暫定供用として、県庁舎跡地の広場を開放しており、日常使いの範囲であれば、申請なく、ご利用できます。また、イベント等の開催の場合は7日間を限度に貸付を行っておりますので、県への申請・承諾を得て、利用することができます。

番号	対応区分	項目	意見の要旨	県の考え方
15	A	第Ⅶ編 第3章 P56	長崎県子育て条例行動計画は子育て全般についての県の大きな計画であるので、「こどもまんなか」の視点での記載をお願いしたい。例えば、第3章第2節4「食育の推進」にかかる具体的施策については、親世代に限定した記載となっているが、こどもを含めた記載にはいかがか。	取組の対象はこどもを含めていますので、「こども自身」を追記します。 ○市町及び長崎県栄養士会等の関係団体と連携して、ボランティア(食生活改善推進員)と協働しながら、親世代に食に関する正しい知識や情報を提供します。 (追記後) ○市町及び長崎県栄養士会等の関係団体と連携して、ボランティア(食生活改善推進員)と協働しながら、親世代やこども自身に食に関する正しい知識や情報を提供します。
16	B	第Ⅶ編 第6章 P110 ～112	第6章第2節1「こどもの交通安全を確保するための活動の推進」について、こどもの自転車事故に係る現状課題、各施策内容について、県内のこどもの自転車乗用中の事故が増加している背景から重要な施策と考え賛同する。	自転車関連の事故防止対策としては、各季の交通安全運動において、「自転車の安全利用の推進」を重点に掲げて自転車の通行ルール等の周知に取り組んでいるほか、関係機関・団体と連携して交通安全教室を開催するなど自転車安全教育を推進しているところです。 今後も引き続き、こどもの自転車事故の防止対策に取り組んでまいります。
17	B	第Ⅶ編 第6章 P118 ～119	第6章第3節3「安全な道路交通環境の整備」の現状課題、具体的施策に賛同する。県内の主要県道・一般県道において5か所指定されている「事故危険箇所」については、公安委員会と連携した交通安全施設の整備など、着実な対応をお願いしたい。	当該5か所の「事故危険箇所」については公安委員会と連携のうえ、運転者へ注意喚起を促す路面標示を全箇所設置済みです。引き続き対策箇所における交通事故等の状況を注視してまいります。
18	B	計画全般	日本のこどもの精神的幸福度は先進国の中で著しく低い状況にあるが、問題解決のためには貧困からの脱却と教育現場での自己肯定感の向上といった対策が重要である。 現金、サービスの給付のようなきめ細かな支援は大切だが、県全体の構造改革、成長戦略の中で、子育てをどう位置づけ向き合っていくのが大事であり、この点についての県の意思と覚悟を伺いたい。 また、教育現場での自己肯定感の醸成については、文科省の教育政策に問題があり、行き過ぎた評価主義、学力第一主義などの根本的な是正が重要と考えるが、県で打つ手があるのか考えを伺いたい。	こども・子育てにつきましては、県総合計画の基本戦略の1つに掲げ、県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向けた取組を推進しております。こうした中、こども基本法の施行やこども大綱の策定などを契機に、こども政策は大きく変革しつつあり、本県においても、こどもたちへの投資を未来への投資と捉えた上で、こども施策を県政の基軸に位置付けたほか、本県の10年後のありたい姿を描く「新しい長崎県づくりのビジョン」でも重点分野の一つに掲げ、関連施策の充実・強化に努めているところです。令和8年度を始期とする次期総合計画におけるこども・子育ての位置付け等についても、これらの状況を十分に踏まえ検討を進めてまいります。 また、現在、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイングの向上)を目指していくことが求められており、本計画の「基本的な考え方」の一つに、「個性や多様性が尊重され、こどもが自己肯定感を高め、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会をつくる。」と掲げております。例えば、学校をより良くするために児童生徒自身が主体的に考え、行動することや地域の多様な関係者と協働しながら課題解決に取り組む探究学習などを通して、「自分が社会の役に立てる」、「自分の力で社会を変えられる」といった経験の積み重ねが、自己肯定感や自己有用感を育み、社会参画意識の向上にも繋がっていくものと考えております。加えて、学校や家庭のみならず、安心できる場所が多いほど自己肯定感が高くなる傾向もあり、安心・安全でチャレンジできるこどもの居場所づくりや社会全体でこどもや子育て家庭を応援する機運醸成等にも力を注いでいきたいと考えております。